

佐賀県規則第30号

佐賀県税条例の一部を改正する条例附則第7条第5項及び第6項の規定による様式を定める規則及び佐賀県税条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置を定める規則を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 佐賀県税条例の一部を改正する条例附則第7条第5項及び第6項の規定による様式を定める規則（平成5年佐賀県規則第54号）
- (2) 佐賀県税条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置を定める規則（平成20年佐賀県規則第49号）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。